

平成24年度行政委員会事務局執行目標設定表

番号	執行目標項目及びその内容	目標とする指標 (具体的な数値・内容)	目標を進行させる計画 (スケジュール)	総合計画（基本計画）、施政方針や行革行動計画の位置づけ
1	<p>予算執行等の適正化、有効性の追求</p> <p>コンプライアンスを含む内部統制の状況に留意しつつ、市の事務事業の執行について、適法性・効率性および妥当性の観点に留意し、事務改善や行財政改革の推進に資する監査の実施に努め、定期監査において、早期に対応すべきと認められる課題については、随時に行政監査を実施し、誤りの最小化を図る。</p> <p>監査結果において指摘、指導事項等があった機関名、その内容を公表するなど、市民の信頼性確保に努め、個別外部監査の導入についても検討する。 (地方自治法第252条の39)</p> <p>職務の遂行に際して守るべきルールが明確になり、適正な行政執行が確保できる。また、結果としての行政効果を判断できる評価システムの構築にもつながる。</p>	<p>○開かれた監査の推進</p> <p>市民に監査情報をわかりやすく提供するため、「市ホームページ」に監査結果等を掲載する。現在、決算審査意見書のみであるが、定期監査結果や住民監査請求監査結果を掲載していく。</p> <p>○監査の実効性の確保</p> <p>監査結果の全庁共有による改善・改革に結びつけるため、決算審査講評は全部課長にメール通知、また、監査結果において他部(課)に影響する場合は、Myweb 掲示板に掲載し、適正な事務執行に資する。</p>	<p>○開かれた監査の推進</p> <p>1. 住民監査請求結果、定期監査結果は年度末にまとめて掲載する予定。</p> <p>2. 京都府・京都市以外、外部監査(条例制定を含め)を行っていない状況である。先んじて個別外部監査条例を制定することにより、監査に対する市民の信頼性の確保に努められる。(来年4月から実施予定)</p> <p>委託金額が多額となるため、個別監査の実施については自治法75条第1項に定める選挙有権者の50分の1以上の署名をもつて行われる監査請求と議会からの請求に基づく監査を対象にする。</p> <p>○監査の実効性の確保</p> <p>1. 決算審査前に前年度監査結果並びに定期監査結果(前年9月から6月分)を全部課長にメール通知。決算審査後、講評を全部課長にメール通知。</p> <p>2. 監査結果が、他部課に影響する内容であれば、その都度掲示板へ掲載する。</p>	<p>○総合計画（基本計画）</p> <p>7(2)①広報・ホームページ等による情報発信</p> <p>7(2)①情報公開の充実</p>